

ビタマンケ覆道	路線名	所在地	施設区分	延長(ブロック数)	竣工年次	前回点検
	宝浜海岸道路	広尾郡広尾町字タンネソ	ロックシェッド	463m(39ブロック)	1977年	2018年

補修履歴

H22：柱部補強工

・アラミド繊維補強

・表面含浸系鉄筋腐食抑制材塗布工（高圧洗浄）

・表面含浸系鉄筋腐食抑制材塗布工（シラン系）

・断面補修、剥落防止工

H29：頂版・山側壁補修工

・断面補修、ひびわれ注入工

H30：頂版補修工、山側壁補修工

・ネット工、断面補修、表面被覆

・断面補修、表面被覆

起点全景



終点全景

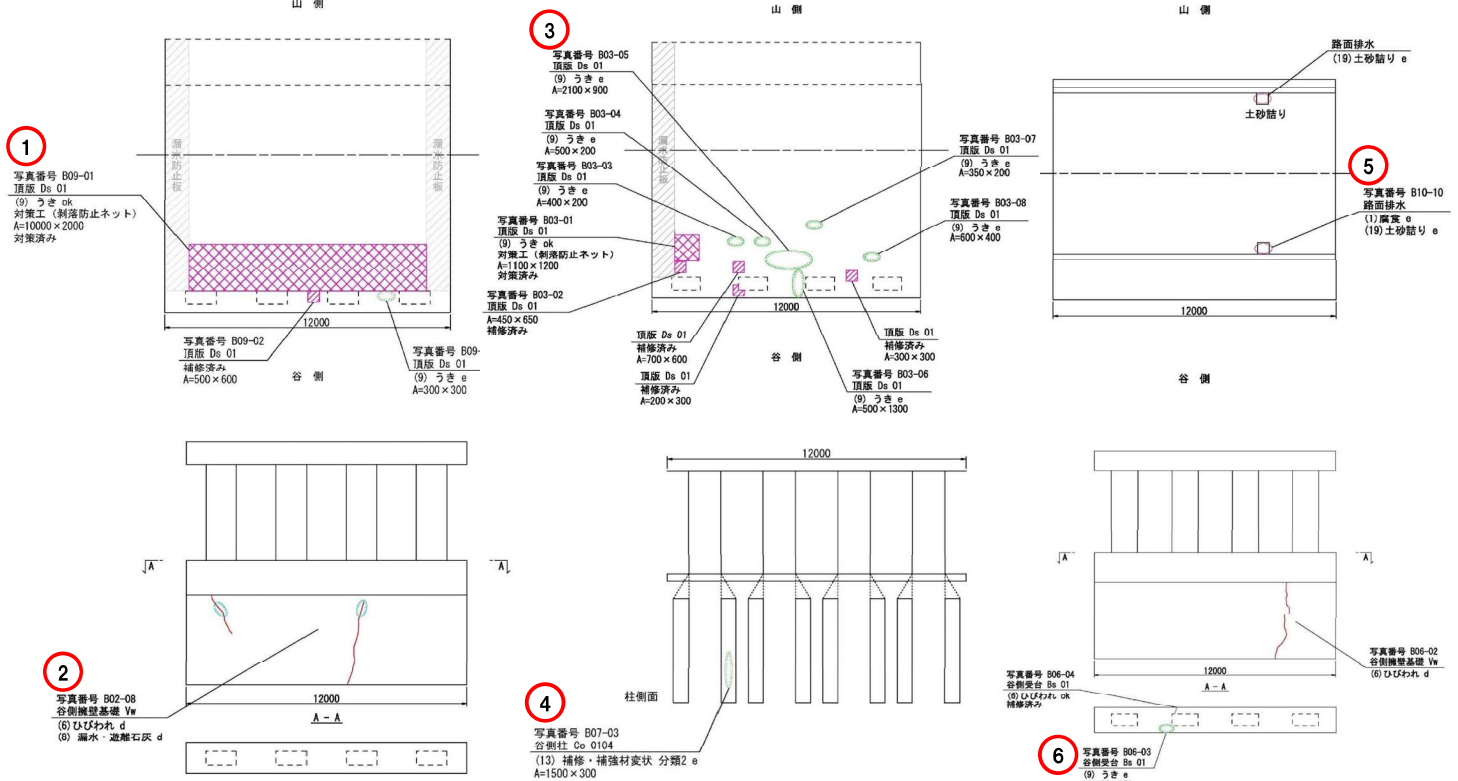


内空状況



頂版上状況





1



部 材 名

頂版 (B9-001)

変 状 種 類

補修済(断面修復+ネット工)

前 回 判 定

A

今 回 判 定

A

2



部 材 名

谷側擁壁基礎 (B1-006)

変 状 種 類

ひび割れ d 漏水・遊離石灰 d

前 回 判 定

—

今 回 判 定

C1

3



部 材 名

頂版 (B3-005)

変 状 種 類

うき e

前 回 判 定

—

今 回 判 定

C1

4



部 材 名

谷側柱 (B7-003)

変 状 種 類

補修・補強材変状 e

前 回 判 定

—

今 回 判 定

C1

5



部 材 名

その他(排水施設) (B10-010)

変 状 種 類

土砂詰まり e 腐食 e

前 回 判 定

—

今 回 判 定

M

6



部 材 名

谷側受台 (B6-003)

変 状 種 類

うき e

前 回 判 定

—

今 回 判 定

C1

対策区分判定	判定の内容	健全度
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	Ⅰ
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	
M	維持工事に対応する必要がある。	Ⅱ
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	
C2	構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	Ⅲ
E1	構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	
E2	その他、緊急対応の必要がある。	
		Ⅳ

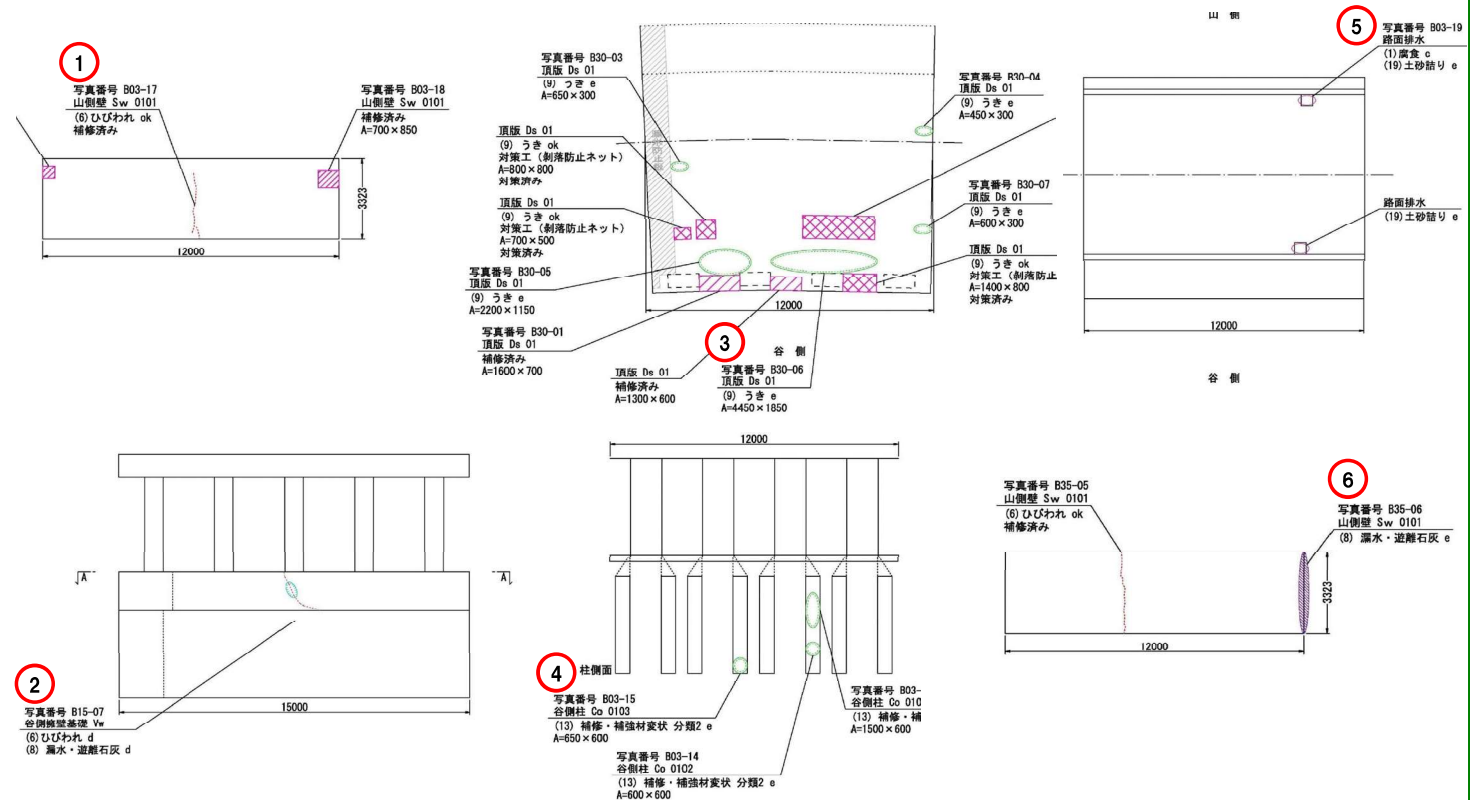
部材名	健全性の診断(部位単位)		変状の種類(Ⅱ以上)
	前回判定	今回判定	
上部構造	頂板	Ⅰ	Ⅱ うき(C1)、剥離・鉄筋露出(C1)
	主梁	—	—
	横梁	—	—
	壁・柱	Ⅰ	Ⅱ うき(C1)、補修・補強材変状(C1)
下部構造	受台	Ⅰ	Ⅱ うき(C1)、ひび割れ(C1)、剥離・鉄筋露出(C1)
	底版・基礎	—	Ⅱ ひび割れ(C1)
路面	—	Ⅱ	路面凸凹(M)
その他	—	Ⅱ	土砂詰まり(M)、腐食(C1)

健全性の診断(施設単位)	所見
Ⅱ	■前回の点検までに確認された要補修の変状は全て対策済みである。 ■塩害環境下であり、新規で鋼材腐食によるうきが多数確認され、一部補修箇所の再劣化も確認されるため注意が必要である。 ■剥落対策工としてネット工が施工されているが、断面修復工の保持効果は期待できるものの、進行性のある塩害によるうきに対しては対策効果が期待できない点に注意が必要である。 ■排水施設に土砂詰まりが確認され、維持対応での清掃が望ましい。 ■路面凸凹は変状が小さいため舗装の部分的なオーバーレイなど維持工事に対応することが望ましい。 ■排水溝の鋼製蓋は腐食による影響は見られないものの、今後修繕が必要である。 ■その他状況に応じて補修が必要な箇所があり今後も監視の継続が望ましい。

宝浜第3覆道

路線名	所在地	施設区分	延長(ブロック数)	竣工年次	前回点検
宝浜海岸道路	広尾郡広尾町字タンネソ	ロックシェッド	550m(45ブロック)	1981年	2018年

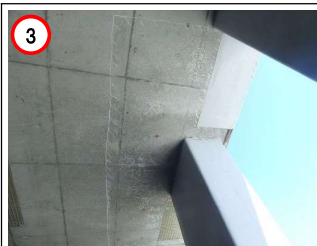
補修履歴	H22：柱部補強工 ・アラミド繊維補強 ・表面含浸系鉄筋腐食抑制剤塗布工（高圧洗浄） ・表面含浸系鉄筋腐食抑制剤塗布工（シラン系） ・断面補修、剥落防止工 H29：頂版・山側壁補修工 ・断面補修、ひびわれ注入工、漏水防止板取替 H30：頂版補修工、山側壁補修工 ・ネット工、断面補修、表面被覆 ・断面補修、表面被覆
起点 全景 	終点 全景 
内 空 状 況 	頂 版 上 状 況 



部 材 名	山側壁 (83-017)		
変 状 種 類	補修済(ひびわれ補修工)		
前 回 判 定	A	今 回 判 定	A



部 材 名	谷側擁壁基礎 (B15-007)		
変 状 種 類	ひび割れ d 漏水・遊離石灰 d		
前 回 判 定	—	今 回 判 定	C1



部 材 名	頂版 (B30-006)		
変 状 種 類	うき e		
前 回 判 定	—	今 回 判 定	C1



部 材 名	谷側柱 (B3-015)		
変 状 種 類	補修・補強材変状 e		
前 回 判 定	—	今 回 判 定	C1



部 材 名	その他(排水施設) (B3-019)		
変 状 種 類	土砂詰まり e 腐食 c		
前 回 判 定	一	今 回 判 定	M



部 材 名	頂版、山側壁 (835-006)		
変 状 種 類	漏水・遊離石灰 e		
前 回 判 定	一	今 回 判 定	C1

対策区分判定	判定の内容	健全度
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	Ⅰ
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	
M	維持工事で対応する必要がある。	Ⅱ
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	
C2	構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	Ⅲ
E1	構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	Ⅳ
E2	その他、緊急対応の必要がある。	

部材名		健全性の診断(部位単位)		変状の種類(Ⅱ以上)
		前回判定	今回判定	
上部構造	頂板	Ⅰ	Ⅱ	うき(Ⅰ)、剥離・鉄筋露出(Ⅰ)、漏水・遊離石灰(Ⅰ)
	主梁	—	—	—
	横梁	—	—	—
	壁・柱	Ⅰ	Ⅱ	うき(Ⅰ)、ひび割れ(Ⅰ)、漏水・遊離石灰(Ⅰ)、補修・補強材変状(Ⅰ)
下部構造	受台	Ⅰ	Ⅱ	うき(Ⅰ)
	底版・基礎	—	Ⅱ	ひび割れ(Ⅰ)
路面		—	—	—
その他		—	Ⅱ	土砂詰まり(Ⅱ)、腐食(Ⅰ)

健全性の診断(施設単位)	所見
II	■前回の点検までに確認された要補修の変状は全て対策済みである。 ■塩害環境下であり、新規で鋼材腐食によるうきが多数確認され、一部補修箇所の再劣化も確認されるため注意が必要である。 ■剥落対策工としてネット工が施工されているが、断面修復工の保持効果は期待できるが、進行性のある塩害によるうきに対しては対策効果が期待できない点に注意が必要である。 ■排水施設に土砂詰まりが確認され、維持対応での清掃が望ましい。 ■ブロック間目地部に漏水が確認されるため、道路使用状況により今後漏水防止板による対策を考慮する必要がある。 ■排水溝の鋼製蓋は腐食による影響は見られないものの、今後修繕が必要である。 ■その他状況に応じて補修が必要な箇所があり今後も監視の継続が望ましい。

宝浜第2覆道(起)	路線名	所在地	施設区分	延長(ブロック数)	竣工年次	前回点検
	宝浜海岸道路	広尾郡広尾町字タンネソ	ロックシェッド	96m(8ブロック)	1984年	2018年

補修履歴

H22：柱部補強工
・アラミド繊維補強
・表面含浸系鉄筋腐食抑制材塗布工（高圧洗浄）
・表面含浸系鉄筋腐食抑制材塗布工（シラン系）
・柱部補修工、断面補修、剥落防止工

H29：頂版・山側壁補修工
・断面補修、ひびわれ注入工

H30：頂版補修工、山側壁補修工
・ネット工、断面補修、表面被覆
・断面補修、表面被覆

R01：落石対策・柱補強

起点全景



内空状況



終点全景



頂版上状況



写真番号 B04-01
頂版 Ds 01
(7) 剥離・鉄筋露出 d
A=900×200

写真番号 B04-02
頂版 Ds 01
(9) うき e
A=800×200

写真番号 B04-03
頂版 Ds 01
(9) うき e
A=450×200

写真番号 B04-c
頂版 Ds 01
(9) うき e
A=550×250

写真番号 B04-05
頂版 Ds 01
(9) うき e
対策工（剥落防止：
A=400×400
対策済み

写真番号 B05-01
頂版 Ds 01
(9) うき e
A=100×650

写真番号 B05-02
頂版 Ds 01
(9) うき e
A=2000×1050

写真番号 B05-04
頂版 Ds 01
補修済み
A=600×450

写真番号 B05-03
頂版 Ds 01
(9) うき e
A=1850×800

写真番号 B06-01
頂版 Ds 01
(9) うき e
A=650×400

写真番号 B06-02
頂版 Ds 01
(6) ひびわれ ok
補修済み

写真番号 B03-01
谷側柱 Co 0102
(13) 補修・補強材変状 分類4 e
A=600×1800

写真番号 B04-07
谷側受台 Bs 01
(6) ひびわれ ok
補修済み

谷側受台 Bs 01
(6) ひびわれ ok
補修済み

谷側受台 Bs 01
(6) ひびわれ ok
補修済み

1



部 材 名

頂版 (B4-005)

変 状 種 類

補修済(断面修復+ネット工)

前 回 判 定

A

今 回 判 定

A

2



部 材 名

谷側壁基礎 (B4-006)

変 状 種 類

ひびわれ d

前 回 判 定

A

今 回 判 定

C1

3



部 材 名

頂版 (B5-003)

変 状 種 類

うき e

前 回 判 定

—

今 回 判 定

C1

4



部 材 名

谷側柱 (B3-001)

変 状 種 類

補修・補強材変状 e

前 回 判 定

—

今 回 判 定

C1

5



部 材 名

その他(排水施設) (B5-008)

変 状 種 類

土砂詰まり e 腐食 e

前 回 判 定

—

今 回 判 定

M

6



部 材 名

頂版 (B6-001)

変 状 種 類

分類4脱落 e

前 回 判 定

—

今 回 判 定

C1

対策区分判定	判定の内容	健全度
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	Ⅰ
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	
M	維持工事に対応する必要がある。	Ⅱ
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	
C2	構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	Ⅲ
E1	構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	
E2	その他、緊急対応の必要がある。	
		Ⅳ

部材名	健全性の診断(部位単位)		変状の種類(Ⅱ以上)	
	前回判定	今回判定		
上部構造	頂板	Ⅰ	Ⅱ	うき(C1)、剥離・鉄筋露出(C1)
	主梁	—	—	—
	横梁	—	—	—
	壁・柱	Ⅰ	Ⅱ	補修・補強材の変状(C1)
下部構造	受台	Ⅰ	Ⅱ	剥離・鉄筋露出(C1)
	底板・基礎	—	Ⅱ	ひび割れ(C1)
路面	—	Ⅱ	路面凸凹(M)	
その他	—	Ⅱ	土砂詰まり(M)、腐食(C1)、分類4脱落(M)	

健全性の診断(施設単位)	所見
Ⅱ	落石対策として補強柱が覆道内にあり、道路幅員は4mとなっている。 ■前回の点検までに確認された要補修の変状は全て対策済みである。 ■塩害環境下であり、新規で鋼材腐食によるうきが多数確認され、一部補修箇所の再劣化も確認されるため注意が必要である。 ■剥落対策工としてネット工が施工されているが、断面修復工の保持効果は期待できるが、進行性のある塩害によるうきに対しては対策効果が期待できない点に注意が必要である。 ■排水施設に土砂詰まりが確認され、維持対応での清掃が望ましい。 ■路面凸凹は変状が小さいため舗装の部分的なオーバーレイなど維持工事に対応することが望ましい。 ■目地部に漏水防止板が施工されているが、破損が確認されるため今後の状況により補修の必要性がある。 ■排水溝の鋼製蓋は腐食による影響は見られないものの、今後修繕が必要である。 ■その他状況に応じて補修が必要な箇所があり今後も監視の継続が望ましい。

-5-

宝浜第2覆(終)	路線名	所在地	施設区分	延長(ブロック数)	竣工年次	前回点検
	宝浜海岸道路	広尾郡広尾町字タンネソ	ロックシェッド	36m(3ブロック)	1979年	2018年

補修履歴

H22：柱部補強工

・アラミド繊維補強

・表面含浸系鉄筋腐食抑制材塗布工（高圧洗浄）

・表面含浸系鉄筋腐食抑制材塗布工（シラン系）

・柱部補修工、断面補修、剥落防止工

H29：頂版・山側壁補修工

・断面補修、ひびわれ注入工

H30：頂版補修工、山側壁補修工

・ネット工、断面補修、表面被覆

・断面補修、表面被覆

起点 全景



終点 全景

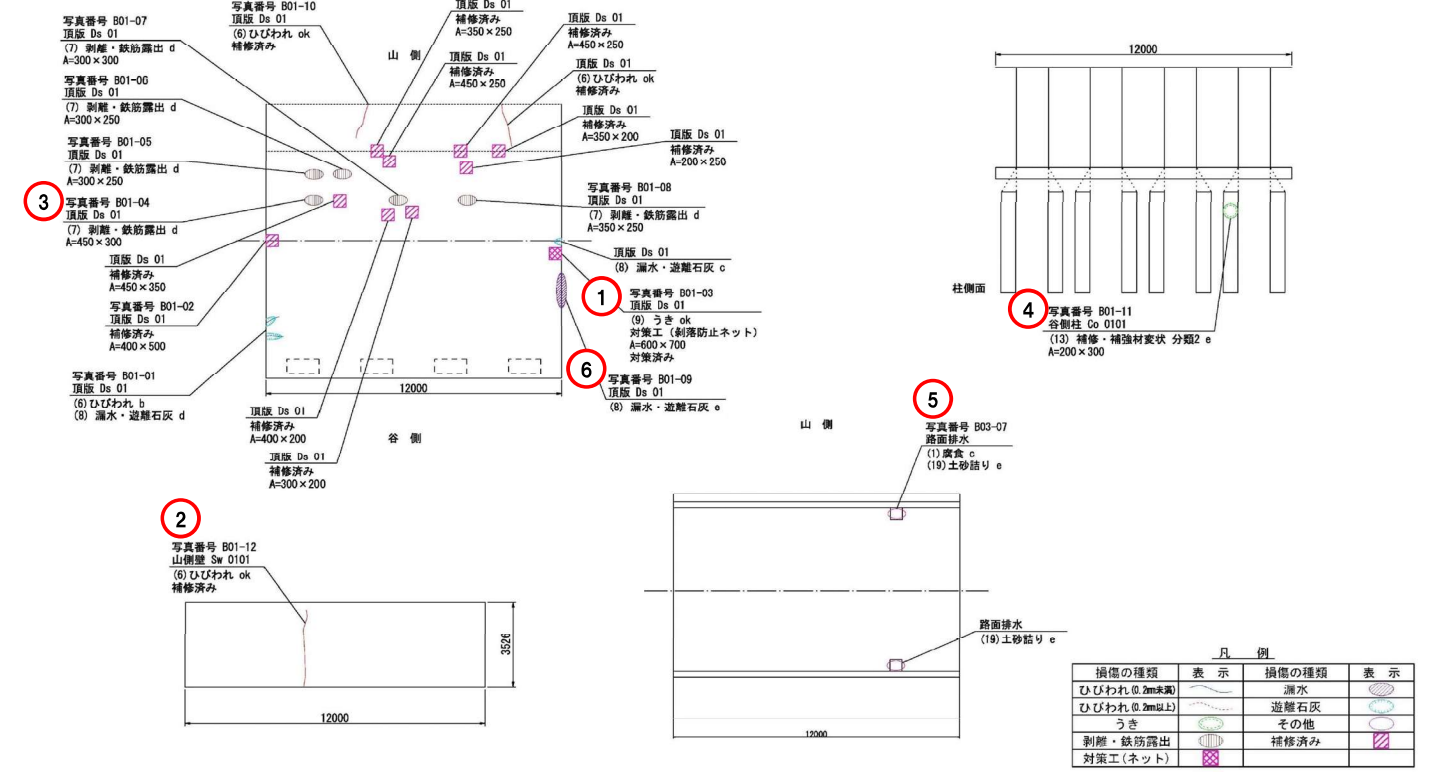


内 空 状 況



頂 版 上 状 況





宝浜第1覆道	路線名	所在地	施設区分	延長(ブロック数)	竣工年次	前回点検
	宝浜海岸道路	広尾郡広尾町字タンネソ	ロックシェッド	228m(19ブロック)	1984年	2018年

補修履歴

H22：柱部補強工

・アラミド繊維補強

・表面含浸系鉄筋腐食抑制材塗布工（高圧洗浄）

・表面含浸系鉄筋腐食抑制材塗布工（シラン系）

・柱部補修工、断面補修、剥落防止工

H29：頂版・山側壁補修工

・断面補修、ひびわれ注入工

H30：頂版補修工、山側壁補修工

・ネット工、断面補修、表面被覆

・断面補修、表面被覆

起点全景



終点全景

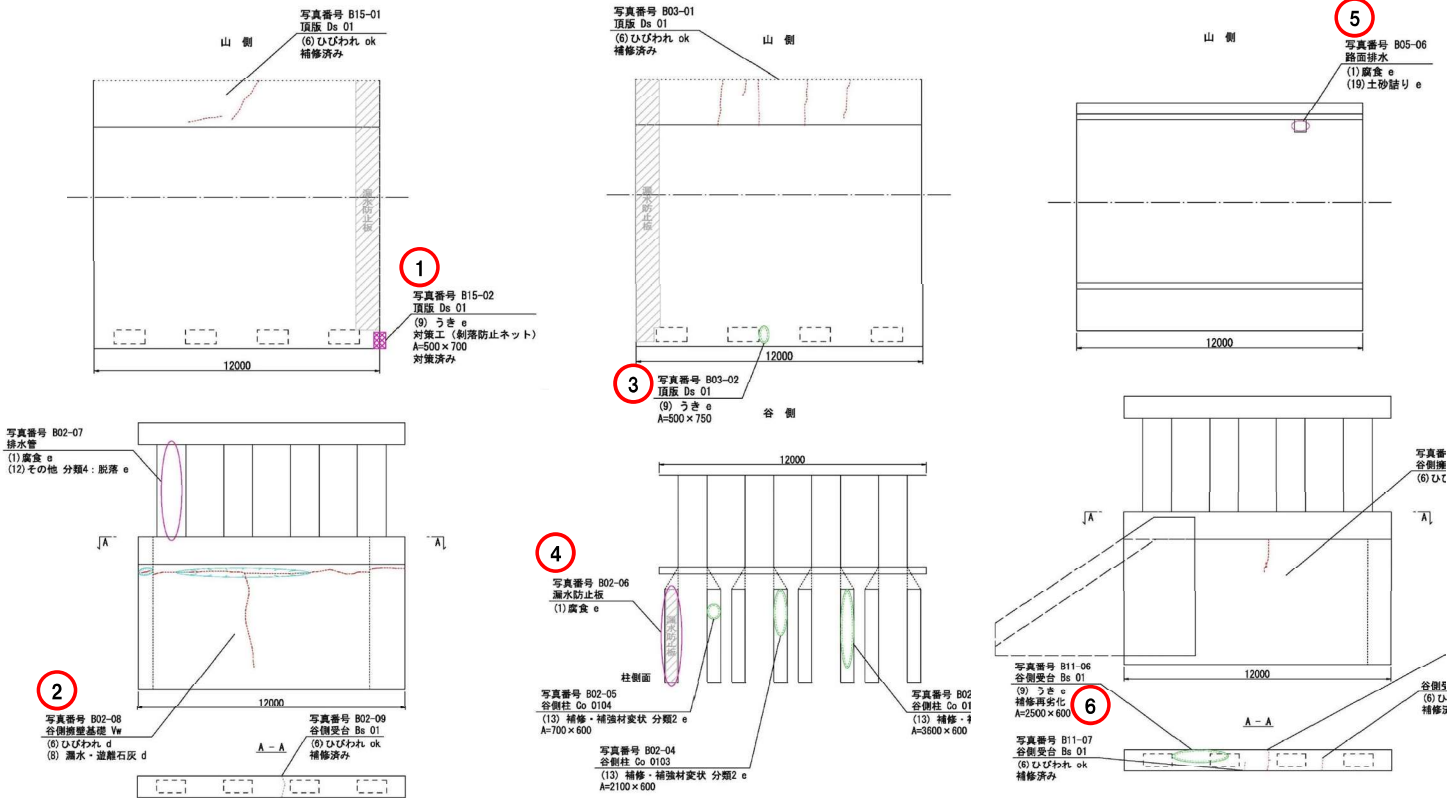


内空状況



頂版上状況





1



部 材 名

山側壁 (B15-002)

変 状 種 類

補修済(ひびわれ補修工)

前回判定

A

今回判定

A

2



部 材 名

谷側擁壁基礎 (B2-008)

変 状 種 類

ひび割れ d 漏水・遊離石灰 d

前回判定

—

今回判定

d

3



部 材 名

頂版 (B3-002)

変 状 種 類

うき e

前回判定

—

今回判定

C1

4



部 材 名

谷側柱 (B2-006)

変 状 種 類

腐食 e

前回判定

—

今回判定

C1

5



部 材 名

その他(排水施設) (B5-006)

変 状 種 類

土砂詰まり e 腐食 e

前回判定

—

今回判定

M

6



部 材 名

谷側受台 (B11-006)

変 状 種 類

うき e

前回判定

—

今回判定

C1

対策区分判定	判定の内容	健全度
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	Ⅰ
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	
M	維持工事に対応する必要がある。	Ⅱ
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	
C2	構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	Ⅲ
E1	構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	
E2	その他、緊急対応の必要がある。	
		Ⅳ

部材名		健全性の診断(部位単位)		変状の種類(Ⅱ以上)
		前回判定	今回判定	
上部構造	頂板	Ⅰ	Ⅱ	うき(C1)、剥離・鉄筋露出(C1)
	主梁	—	—	—
	横梁	—	—	—
	壁・柱	Ⅰ	Ⅱ	うき(C1)、補修・補強材の変状(C1)
下部構造	受台	Ⅰ	Ⅱ	うき(C1)
	底板・基礎	—	Ⅱ	ひび割れ(C1)
路面		—	Ⅱ	路面凸凹(M)
その他		—	Ⅱ	土砂詰まり(M)、腐食(C1)、漏水・遊離石灰(C1)、分類4脱落(C1)、うき(C1)

健全性の診断(施設単位)	所見
Ⅱ	前回の点検までに確認された要補修の変状は全て対策済みである。 ■塩害環境下であり、新規で鋼材腐食によるうきが多数確認され、一部補修箇所の再劣化も確認されるため注意が必要である。 ■剥落対策工としてネット工が施工されているが、断面修復工の保持効果は期待できるが、進行性のある塩害によるうきに対しては対策効果が期待できない点に注意が必要である。 ■排水施設に土砂詰まりが確認され、維持対応での清掃が望ましい。 ■漏水防止板の腐食が進行しており、排水管に破損も確認されるため健全度Ⅱではあるものの更新または補修が望ましい。 ■谷側受台に再劣化によるうきが確認され、再補修が望ましい。 ■路面凸凹は変状が小さいため舗装の部分的なオーバーレイなど維持工事に対応することが望ましい。 ■排水溝の鋼製蓋は腐食による影響は見られないものの、今後修繕が必要である。 ■その他状況に応じて補修が必要な箇所があり今後も監視の継続が望ましい。

タニイノ覆道	路線名	所在地	施設区分	延長(ブロック数)	竣工年次	前回点検
	宝浜海岸道路	広尾郡広尾町字タンネソ	ロックシェッド	252m(21ブロック)	1983年	2018年

補修履歴

H22：柱部補強工
・アラミド繊維補強
・表面含浸系鉄筋腐食抑制材塗布工（高圧洗浄）
・表面含浸系鉄筋腐食抑制材塗布工（シラン系）
・柱部補修工、断面補修、剥落防止工
H29：頂版・山側壁補修工
・断面補修、ひびわれ注入工
H30：頂版補修工、山側壁補修工
・ネット工、断面補修、表面被覆
・断面補修、表面被覆

起点 全景



終点 全景

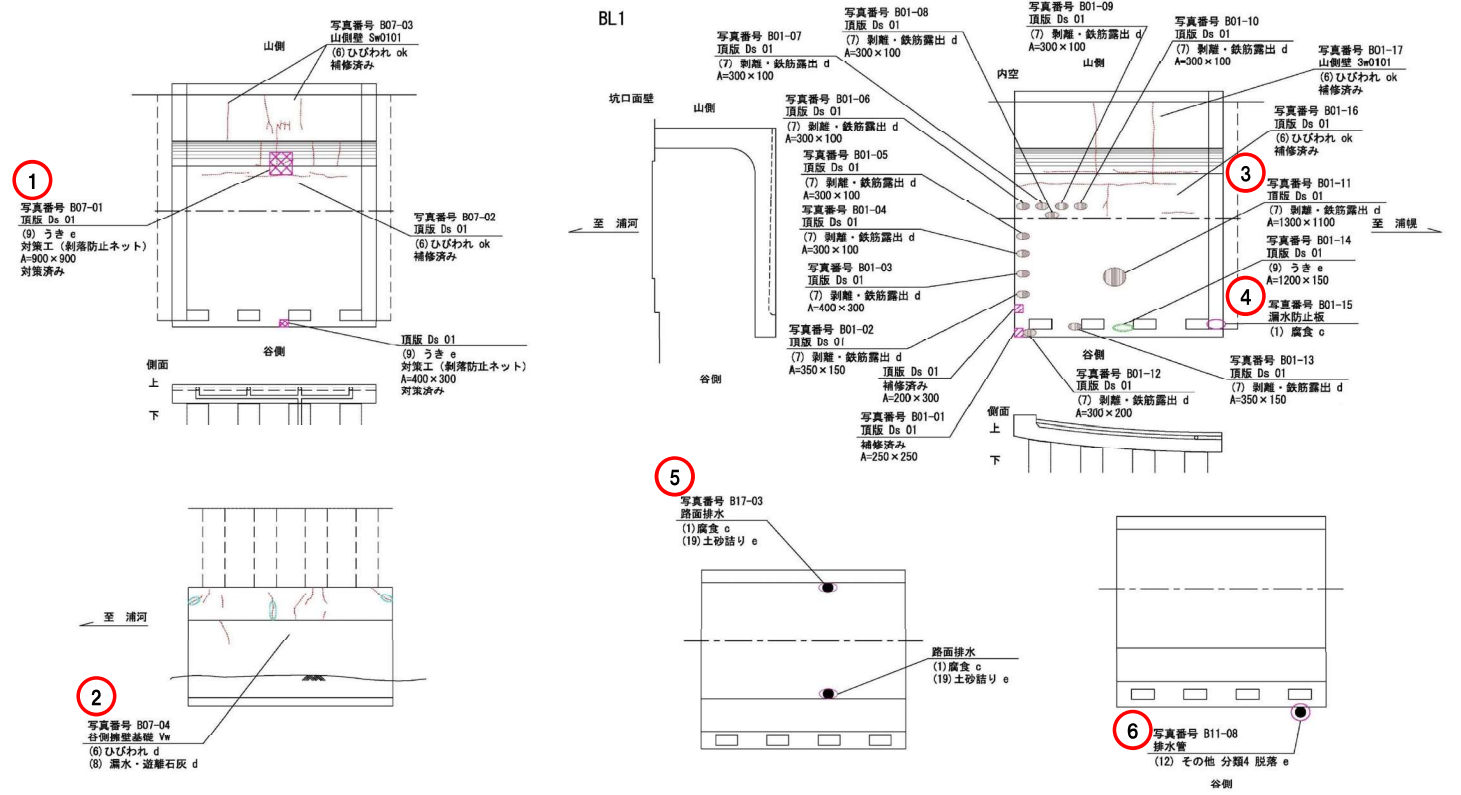


内空 状況



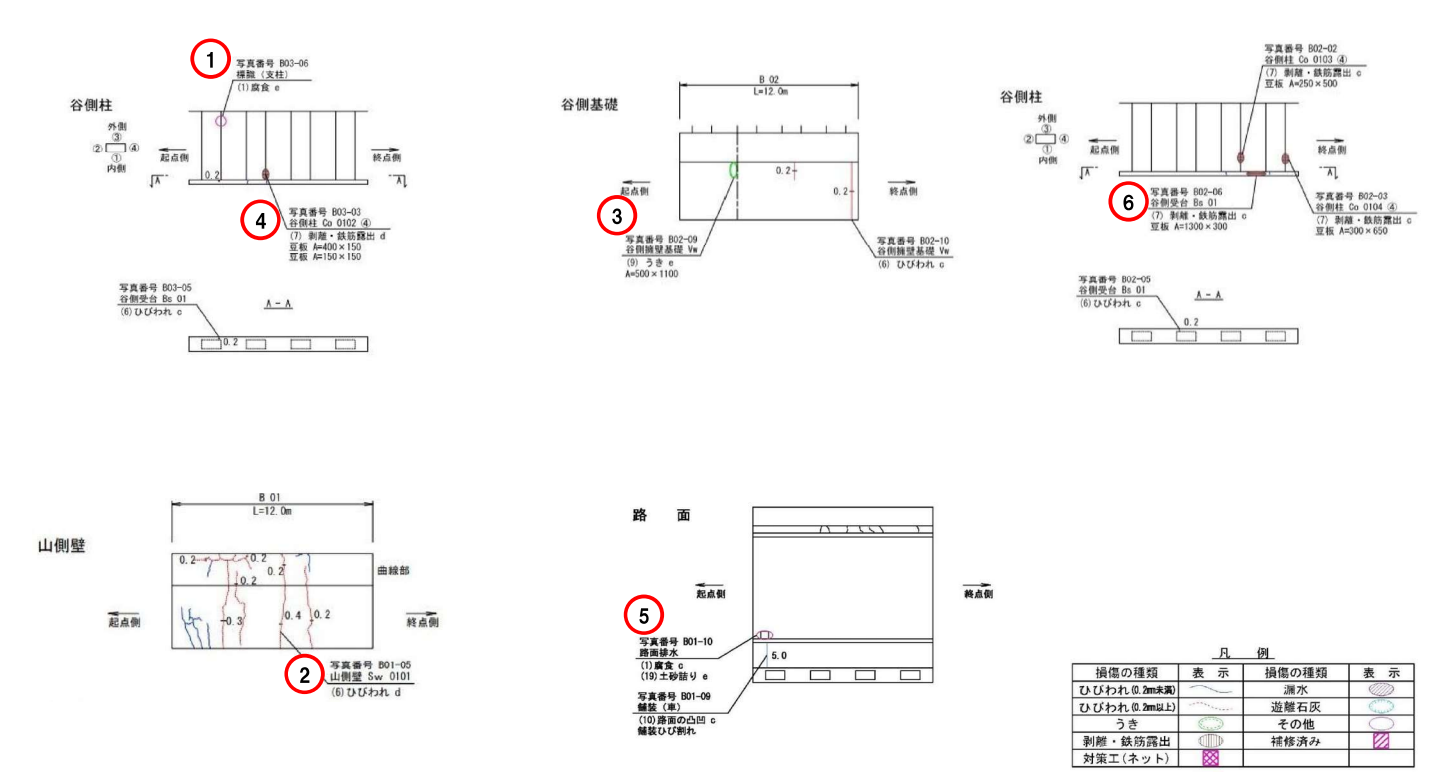
頂版上 状況





黄金覆道	路線名	所在地	施設区分	延長(ブロック数)	竣工年次	前回点検
	タニイン海岸道路	広尾郡広尾町タニイン	ロックシェッド	60m(5ブロック)	1985年	2017年

補修履歴	
起点全景	終点全景
内空状況	頂板上状況



1	
部 材 名	その他(標識) (B3-006)
変 状 種 類	腐食 e
前回判定	C1
今回判定	C1

2	
部 材 名	山側壁 (B1-005)
変 状 種 類	ひびわれ d
前回判定	C1
今回判定	C1

3	
部 材 名	谷側基礎 (B2-009)
変 状 種 類	うき e
前回判定	C1
今回判定	C1

4	
部 材 名	谷側柱 (B3-003)
変 状 種 類	剥離・鉄筋露出 c
前回判定	C1
今回判定	C1

5	
部 材 名	その他(排水施設) (B1-010)
変 状 種 類	土砂詰まり e 腐食 c
前回判定	M
今回判定	M

6	
部 材 名	谷側受台 (B2-006)
変 状 種 類	剥離・鉄筋露出 c
前回判定	B
今回判定	B

対策区分判定	判定の内容	健全度
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。	Ⅰ
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	
M	維持工事に対応する必要がある。	Ⅱ
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	
C2	構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	Ⅲ
E1	構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	
E2	その他、緊急対応の必要がある。	

部材名	健全性の診断(部位単位)		変状の種類(Ⅱ以上)
	前回判定	今回判定	
上部構造	頂板	Ⅱ	ひび割れ(C1)、漏水・遊離石灰(C1)
	主梁	—	—
	横梁	—	—
	壁・柱	Ⅱ	ひび割れ(C1)、剥離・鉄筋露出(C1)
下部構造	受台	Ⅰ	Ⅰ
	底板・基礎	—	Ⅱ
支承部		—	—
その他		Ⅱ	Ⅱ
			土砂詰まり(M)、腐食(C1)

健全性の診断(施設単位)	所見
Ⅱ	■谷側柱に豆板が多数確認され、補修が必要な状態である。 ■谷側基礎にうきが確認され、補修が必要な状態である。 ■排水施設に土砂詰まりが確認され、維持対応での清掃が望ましい。 ■排水溝の鋼製蓋は腐食による影響は見られないものの、今後修繕が必要である。 ■標識取付金具に腐食が確認され、維持対応での清掃が望ましい。 ■その他状況に応じて補修が必要な箇所があり今後も監視の継続が望ましい。

宝浜トンネル	路線名	所在地	施設区分	延長(スパン数)	竣工年次	前回点検
	宝浜海岸道路	広尾郡広尾町字タンネソ	トンネル(在来工法)	125m(23スパン)	1969年	2018年

補修履歴	H11：覆工補修工	線状漏水対策工
	H25：覆工補修工	ネット工
	H29：覆工補修工	はく落対策工、漏水防止対策工
	H30：覆工補修工	ネット工、断面修復

起点全景



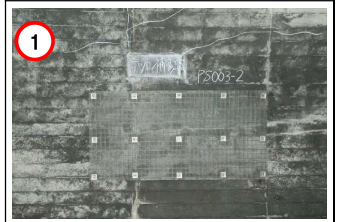
終点全景



内 空 状 況



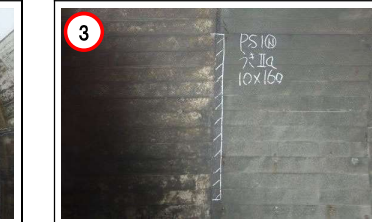
頂版上狀況



部 材 名	覆工アーチ (PS003-2)		
変 状 種 類	補修済(ネット工)		
前 回 判 定	I	今 回 判 定	I



部 材 名	覆工アーチ (S001-03)		
変 状 種 類	補修済(漏水防止板)		
前 回 判 定	I	今 回 判 定	I



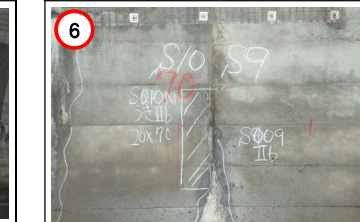
	部 材 名	覆工横断目地 (PS001-05)	
	変 状 種 類	うき、はく離	
	前 回 判 定	一	今 回 判 定 II a



部 材 名	覆工横断目地 (S006-04)		
変 状 種 類	うき、はく離		
前 回 判 定	I	今 回 判 定	IIa



	部 材 名	覆工横断目地 (S008-05)		
	変 状 種 類	漏水		
	前 回 判 定	Ⅱb	今 回 判 定	Ⅱb



部 材 名	覆工横断目地 (S010-09)		
変 状 種 類	うき、はく離		
前 回 判 定	一	今 回 判 定	Ⅱb

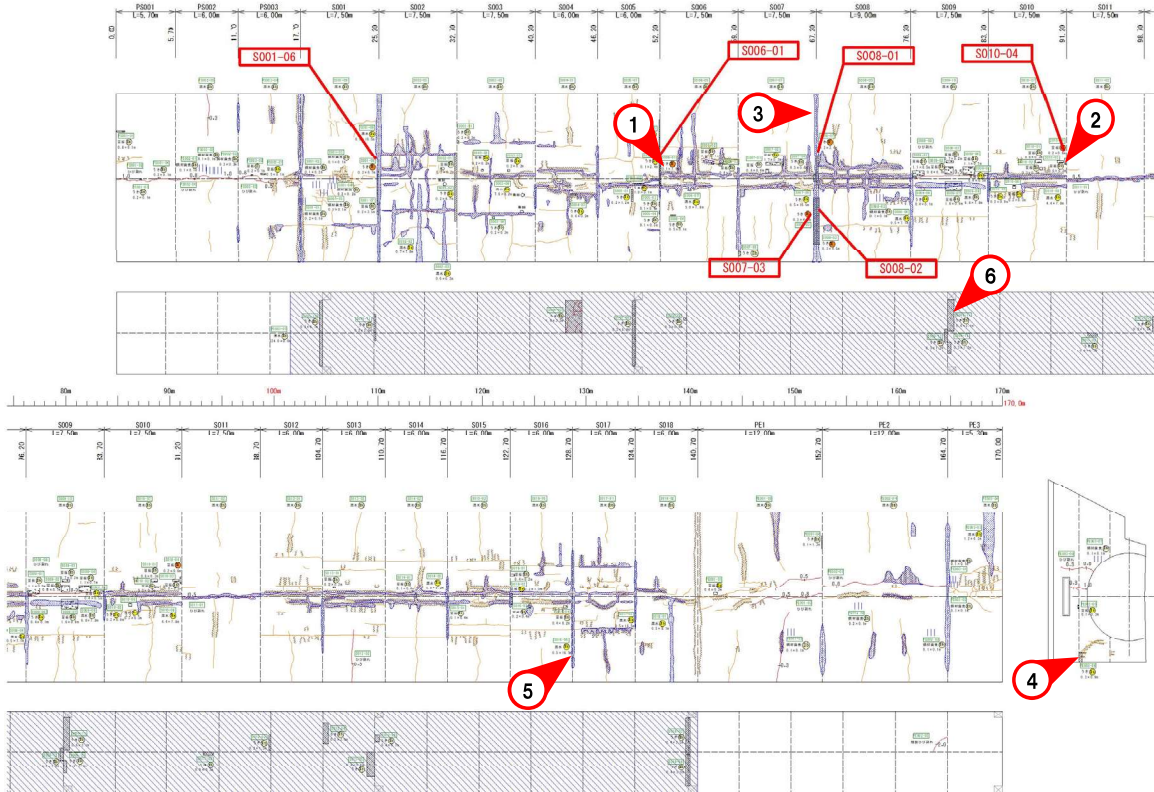


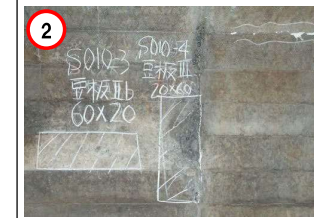
判定区分		定 義
I		利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態
II	II b	将来的に利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態
	II a	将来的に利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態
III		早晩、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に対策を講じる必要がある状態
IV		利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態

異常判定区分	異常判定の内容
×	附属物の取付状態に異常がある場合。
○	附属物の取付状態に異常がないか、あっても軽微な場合。

健全性の診断(施設単位)	所見
Ⅱ	■健全性はⅡであり予防保全段階である。 ■前回点検までに確認された要補修の変状は全て対策済みである。 ■横断目地にうきが確認され、1箇所は計画的に対策を実施することが望ましい。 ■補修済みの繊維シートにおいて、目地部に接着剤が含浸されていない箇所が全箇所で確認された。対策効果が確認できないため、Ⅱaとしている。 ■ひびわれや目地部からの漏水が確認されるが、利用者への影響が小さいため、Ⅱbとした。 ■側壁など利用者への影響が小さいうき、はく離はⅡbとした。

黄金トンネル		路線名	所在地	施設区分	延長(スパン数)	竣工年次	前回点検
		タニイン海岸道路	広尾郡広尾町タニイン	トンネル(在来工法)	170m(24スパン)	1968年	2017年

補修履歴							
起点全景	終点全景						
							
内空状況	頂版上状況						
							

															
部 材 名	覆工横断目地 (S006-01)	部 材 名	覆工横断目地 (S010-03)	部 材 名	覆工横断目地 (S008-02)	部 材 名	覆工横断目地 (PE003-06)	部 材 名	覆工横断目地 (S016-06)	部 材 名	覆工横断目地 (S009-11)				
変 状 種 類	うき、はく離	変 状 種 類	うき、はく離	変 状 種 類	うき、はく離	変 状 種 類	うき、はく離	変 状 種 類	漏水	変 状 種 類	うき、はく離				
前回判定	Ⅲ	今回判定	Ⅲ	前回判定	Ⅲ	今回判定	Ⅲ	前回判定	Ⅱa	今回判定	Ⅱa	前回判定	—	今回判定	Ⅱb

判定区分		定 義	異常判定区分	異常判定の内容	健全性の診断(施設単位)	所見
Ⅰ		利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態	×	附属物の取付状態に異常がある場合。	Ⅲ	■健全性はⅢであり早期措置段階である。 ■通行止めを実施しているトンネルである。 ■横断目地を中心にⅢ相当のうき、はく離が多数確認される。 ■ひびわれや目地部からの漏水が多数確認される。 ■その他状況に応じて補修が必要な箇所があり今後も監視の継続が望ましい。
Ⅱ	Ⅱb	将来的に利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態	○	附属物の取付状態に異常がないか、あっても軽微な場合。		
	Ⅱa	将来的に利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態				
Ⅲ		早晩、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に対策を講じる必要がある状態				
Ⅳ		利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態				

-11-